

## 体験版使用許諾契約書

### 重要

本ソフトウェアのインストールおよびご使用の前に必ずお読みください。

本契約は、カラーOCRライブラリー「活字認識ライブラリーVer.15 体験版」(以下、本プログラムといいます)および本プログラムに関するマニュアル類などの著作物(以下、関連資料といい、本プログラムおよび関連資料を総称して体験版ソフトウェアといいます)の使用許諾に関する契約であり、お客様が本契約に同意されることが体験版ソフトウェアのご使用の条件となっております。お客様が体験版ソフトウェアをご使用のコンピューターにダウンロードすることをもって、お客様とパナソニック ソリューションテクノロジー株式会社(以下、弊社といいます)との間で本契約が有効に結ばれたものとみなしますので、あらかじめ以下の内容をよくお読みください。

### 第1条(使用許諾)

1. 弊社はお客様に対して、本条に定める範囲で体験版ソフトウェアを使用する譲渡不能かつ非独占的な権利を許諾するものとします。
2. お客様は、体験版ソフトウェアの全部または一部を使用した日から30日間(以下、試用期間といいます)に限り、日本国内で使用することができます。なお、試用期間の計算は、体験版ソフトウェアを使用した日を含めて数えるものとします。
3. お客様は、体験版ソフトウェアの評価・試用を目的としてのみ使用することができます。
4. お客様は、第2条第1項の定めにかかわらず、体験版ソフトウェアに含まれるサンプルソースを利用する場合に限り、当該サンプルソースを複製、翻案、改変することができます。
5. 体験版ソフトウェアは、日本国内でのみダウンロードできるものとします。
6. お客様は、本プログラムをネットワークその他の方法により異なるコンピューター間で共有したり、同時に使用することはできません。

### 第2条(使用の制限)

1. お客様は、前条に明記されている場合を除き、体験版ソフトウェアの全部またはその一部を複製、変更することはできません。また、お客様は、有償・無償を問わず、体験版ソフトウェアの全部またはその一部を第三者に使用させたり、譲渡したりすることはできません。
2. お客様は、本プログラムの全部または一部について、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アッセンブルを行うことはできません。
3. お客様は、体験版ソフトウェアおよび前条第4項に基づきサンプルソースを複製、翻案、改変したものをいかなる方法によっても配布することはできません。
4. お客様は、試用期間経過後に体験版ソフトウェアを使用することはできません。継続して使用することを希望する場合は、製品版の購入が必要となります。

### 第3条(知的財産権)

体験版ソフトウェアの著作権、特許権等の知的財産権は、弊社または弊社に使用許諾している者(以下、許諾者といいます)が有し、日本国の特許法、著作権法などの知的財産関連法および国際条約によって保護されています。お客様は、第1条の範囲で体験版ソフトウェアの使用を許諾されますが、体験版ソフトウェアの知的財産権までがお客様に移転するものではありません。

#### 第4条(保証の範囲)

1. お客様は、本プログラムの変更、改造を行わないでください。お客様の変更、改造により何らかの不具合が生じたとしても、弊社では一切保証いたしません。また、お客様の変更、改造の結果、万一お客様に損害が生じたとしても弊社が責任を負うものではありません。
2. 弊社は、体験版ソフトウェアを現状のまま提供するものとします。弊社は、体験版ソフトウェアの機能、性能、品質がお客様の特定の用途、利用目的に適合していることおよび法律上の瑕疵担保責任を含むいかなる明示もしくは黙示の保証を一切するものではありません。

#### 第5条(責任の制限)

弊社および許諾者は、体験版ソフトウェアの使用もしくは使用不能によりお客様に直接または間接的に生じるいかなる損害(通常損害、特別損害、結果的損害を問わない)についても、一切責任を負わないものとします。ここでいう損害は、事業利益の損失、業務の中断、情報の損失、金銭的な損失、あるいは第三者から請求を受けた損害などを含みますが、これらに限定されません。

#### 第6条(輸出規制)

お客様は、米国および日本国の輸出関連法規のすべてを遵守するものとします。

#### 第7条(準拠法)

本契約の成立、効力、解釈および履行については、日本法を準拠法とします。

#### 第8条(契約の終了)

1. 体験版ソフトウェアの試用期間満了により本契約は終了するものとします。本契約が終了した場合、お客様は、体験版ソフトウェアおよびその複製物のすべてを、お客様の責任と費用負担で破棄しなければなりません。
2. お客様は、いかなる場合でも体験版ソフトウェアおよびその複製物のすべてを、お客様の責任と費用負担において破棄することにより、本契約を終了させることができます。
3. お客様が本契約の内容に違反した場合、ただちに本契約は解除されるものとし、体験版ソフトウェアの使用もただちに終了となります。その場合、お客様は、体験版ソフトウェアおよびその複製物のすべてを、お客様の責任と費用負担において破棄しなければなりません。

パナソニック ソリューションテクノロジー株式会社